

(仮称) 株式会社日新三重工場増設事業に係る簡易的環境影響評価書
環境影響評価委員会 小委員会 議事概要

日時：令和 7 年 2 月 17 日（月）14：30～16：00

場所：JA 健保会館 中研修室

委員：20 ページに記載されている工事中の大気質に係る環境保全措置のところで、「工事車両について、可能な限りディーゼル微粒子除去装置の搭載された車両を使用する。」と記載されています。「可能な限り」という表現はあいまいだと感じます。全ての車両でディーゼル微粒子除去装置を搭載されたものを使用し、クリーンな排気ガスのみを排出することが確実であるので大気質の環境影響評価項目から二酸化硫黄や PM2.5 等を外しているのであれば理解できます。そこであいまいな表現ではなく事業者がその工事の請負業者をどのように管理するのかを記載してください。排気ガスが間違いなくクリーンであれば大気質に与える影響は少ないと思います。もし、排気ガスの確認ができないのであれば、大気質の測定をして問題ないか確認する必要があると思います。

事業者：可能な限りディーゼル微粒子除去装置を搭載されたものを使うように指示しますが、工事業者が決まっていないので、現時点では「可能な限り」と記載しました。事業規模も小さいため、基本的に大気質への影響はそれほど大きくないと考えてます。その上でディーゼル微粒子除去装置が搭載された重機を工事に入れるように要請して、より影響の低減に努めたいと考えてるところです。

委員：どのような工事車両を使用するかや、その管理の方法ですが、チェック項目として例えば、微粒子除去装置の有無、その耐久性や洗浄、交換などを事業者が確認をするということでしょうか。

事業者：基本的に工事の車両等の管理の方は工事業者さんが責任持ってやるべきことであろうと考えてます。

委員：工事車両の管理は工事業者が行うのは理解しますが、そうであれば、手法などをはっきり記載するべきだと思います。

事業者：わかりました。

委員：基本的に大気質は窒素酸化物などをチェックしますが、二酸化窒素や二酸化硫黄などの気体は、排出後に希釈されるだけでなく、大気中で化学反応を起こします。そうすると、PM2.5 などの微粒子成分に変わります。また、光化学オキシダントは二酸化窒素から主に生成されています。光化学オキシダントの現状では、33 ページの環境報告書によると基準値を超えています。PM2.5 や光化学オキシダントも、供用後のばい煙設備のチェック項目に入れて確認した方が良くないかと思いました。

事業者：環境影響評価において現状では光化学オキシダントや PM2.5 は、予測しづらく、決まった手法もないため、予測評価から外しています。地域概況の部分で、今の状況について

把握して掲載させていただいています。

委員：稼動し始めた後に、念のため測定するということは考えておられないということでしょうか。

事業者：基本的に公共の常時監視局等での監視しているものであって、事業者があえて進んで測定とするということは今のところ考えておりません。

委員：光化学オキシダントの濃度が環境基準を超えてる状況が続いていることは、1 業者だけで取り組む問題ではないことは理解しています。どちらかというと三重県や全国レベルで考えるべきだと思いますが、ばい煙設備のある業者側もその辺は注意深くされた方がいいかと思いました。

委員：24 ページに記載されている小俣地域の気象概況（平均値）について、1991 年から 2020 年までの 30 年平均を使用していますが、直近のデータを使用していないのはなぜですか。最近の状況は温暖化の影響で以前と比べて、気温が明らかに高くなっています。最近の降水量、特に平均的ではなくて、瞬間的に非常に強い雨が降ったりしたら、土砂災害が繋がりますので、そういうところまで検討をした方が良くかと思いました。

事業者：公表されているデータを取りまとめて掲載しております。地球温暖化について明確に整理され示された資料が出てこないため、評価ができず、こういう整理の仕方をしてます。例えば 280 ページに降水量の状況については、令和 5 年と平成 3 年から令和 2 年の降水量の状況というのをまとめて示しています。

事業者：比較的近年の例えば大気でも最新の年平均値をバックグラウンドに用いたりして予測をしているところです。

委員：直近の令和 5 年のデータを載せるのは良いですが、文章上に何かコメントを、例えば、気温や降水量が変化していることや、もしくはその令和 5 年の値を使って環境影響評価を行っているといった説明が書いてあれば良いのですが、そのような説明が無かったことから資料としてわかりにくかったです。

事業者：わかりました。大気質の NO₂ の濃度につきましても 5 年間の推移という形で 29、30 ページに記載しています。同様に気象についても今後参考にさせていただきたいと思っています。

委員：工場排水は下水に流すから大丈夫ということですが、水質チェックはされるのでしょうか。

事業者：操業前には水質チェックを行います。

委員：大前提といたしまして、工事中であるとか、供用後に、近隣の住民の皆様から苦情などが寄せられた場合には、まず真摯にというか、適切にご対応いただきたいというところをコメントとして出させていただければと思います。

委員：住民からの意見で道路への影響があったかと思っています。こちらにつきましても、事業

者の方での影響かどうかというところをはっきりさせるのは、難しいかなとは思いますが、すけれども、そういった状況が発生しました場合は、関連の重機であるとか大型車両について、再点検などしていただけるといいかなと思います。

委員：騒音で、工作機械を 23 時から 6 時までの間は稼働させない、というようなことで対策をとるとご発言あったかと思います。念のため確認なんですが 23 時から 6 時は稼働させないということなのか、夜はもう少し早い時間で稼働が停止し、朝も、もう少し遅い時間から稼働が停止するということがあるのかを確認をさせてください。

事業者：ご質問の機械の停止時間稼働時間ですけど、現状は 23 時から朝 6 時の間の稼働を止めていますが、我々としても、この時間が本当に適正かどうかというのは、現時点で判断はし切れない。我々が求める丸太の処理量をこなすのには現状はこの時間しか止められない。新しい工場だけでなく、既存工場においてもさらに高性能な機械にしていくということで、この止める時間を少しでも長くしていこうということは、継続的に考えていくというところですよ。

委員：現時点ではそのようなご回答になるかと思いますが、将来的には、もう少し静穏な時間を、1 時間でも長くできるようなご検討を進めていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

委員：水質に関して、今この書面を読んだ限り、工事中に環境に影響を強く及ぼすようなことはないと思いました。あと、濁水防止については、予測でも特に問題なさそうだったんですけど、さらにその環境保全措置ということを検討していただけているということで、環境には特に問題な影響を及ぼすことはないかなと思いました。

委員：その他工事中に、その環境基準値で設定されているものが出るような、化学物質が外に出るようなことも、そういう工事もないということでしたのでよろしいかと思います。

委員：先ほど委員もおっしゃられてました供用後の工場排水について、下水道に排出することになっていきますけど、工場の排水は、処理をしてその基準まで落としてから、下水道に流すということは徹底されるということですよ。

事業者：はい。

委員：であれば、特に問題はないかなと思います。定期的にその基準をクリアしているのか確認していくのは工場が責任を持つということですよ。

事業者：その通りです。

委員：先ほどのご説明のときに排水は 1 日、50t を想定されてていて、それに対して井戸水から、現状 100t でさらに新工場で 100t の合計 200t を給水することになっておりまして、給水が 1 日当たり 200t で排水が 50t ということは 150t どこかに消えるということになるかと思うんですけども、この辺りどういうことになっておりますでしょうか。

事業者：既存工場と新工場合わせて、給水 200t、排水が 100 t です。給水今日工場で見えてい

ただいた通りボイラーから蒸気がずっと出るんですけど、あれが大気に蒸発して出ているものであります。

委員：わかりましたありがとうございます。

委員：騒音振動の辺りで、供用後の話になるんですけども、本日説明資料の 15 ページで道路の騒音については、現況がどれぐらいの音で、供用後予測でこれぐらいになりますよ、基準がこのあたりですよと示されていますが、敷地境界ですとか直近集落での騒音については、予測結果しかなくて、予測結果が基準を下回ってるよということです。多分地域の住民の方からすれば、今の音量に比べて、どう変わるのかというところが、一番気になるところなのかなと感じます。河田地区よりも岩内集落の方が、今の工場よりも近い位置に第 2 工場できますので、騒音の値が上がるんじゃないかと思います。この辺りについて、現状との比較っていう評価はされないものなんでしょうか。

事業者：今回の環境アセスにおきましては、基本的に文献調査をもとにしています。今回、道路交通については調査しましたがその環境騒音については調査の方は行っておりません。その上で、今回予測した値が評価書に記載したとおり大体 40 デシベルぐらいですの、相当低いレベルかなとは思ってます。

委員：実際に何年か前にクレームがあったようです。人間は、今までずっと音がしていてそれが例えば 1.2 倍 1.5 倍ぐらいに増えるのであれば、特に気にならなくても、非常に静寂な状況から、基準内であっても突然音が大きくなると、気にされるようなこともあるかなと思います。この状況に問題があるかどうかというよりは、供用後にどういうクレームがあった場合の対策として、現況のこの音量を測っておかれてもよろしいのかなと感じました。

委員：工事中の祓川への影響のところ、十分に対策取っていただければ問題ないと思うんですけども、今日の資料の 18 ページで今回工事される面積が、祓川の流域面積に対して、1%以下であるから問題ないであろうというご説明だったんですけども、この辺りがちょっとわからなくてですね。流域面積は非常に広いものですので、実際に濁水が生じるときというのも、この流域面積の 50%、60%が影響してるわけではなく、おそらく 1%ぐらいが土砂崩れを起こしたりだとか何か起こったときに河川が濁ったり土砂が入ったりします。流域面積に対して造成面積が 1%以下だからという評価が果たして適正な理由になるのかどうかということについて、何か基準等ありましたら、ご回答お願いいたします。

事業者：簡易評価書の 16 ページに示した通り工事中に仮設沈砂池を 3 ヶ所設けます。基本的には、ここで極力沈降させて濁水を流さないようにというのが 1 つ。確かに 1%未満だからいいんだとか、そういう基準があるわけではないんですが、基本、祓川の流域面積が 13.4 平方キロメートルあると。それに対して造成面積がその 1%未満です。また 2 年ちょっとの工事ですので、おそらく工事中に裸地が出現する時間について、1 年未満ぐらい

のため、影響は少ないだろうと考えています。基本的には沈砂池を設けて濁水は処理をして流さないようにするというのが基本的な考えです。

委員：わかりました。何か基準があるのかと思ってお聞きいたしました。

事業者：流域面積自体、国の中部地方整備局の三重河川の管理事務所の方に伺って初めてこの数値が出てきたもので、改変面積との割合を示させていただいてるところです。

委員：今日の資料の 22 ページのところで、動植物の環境保全措置について、鳥類については繁殖活動の保全で対応して、それ以外の爬虫類から淡水貝類までについては生息個体等の移植によって、環境保全措置をされると記載されています。環境アセスでそれをどこに移植するかというような、いわゆる環境保全対応の全体についての話になってくるんですけども。それが既存の、よく似た環境の場所に移すという場合、当然その移す先には、すでに生き物たちが暮らしているわけです。環境収容力というふうに呼んでおりますけども、この環境で、餌や空間の広さによって、何匹ぐらいその生き物が生きられるかっていうのも決まっているわけです。安定した環境であれば大体その環境収容力のいっぱいまで、それぞれの生き物はもう暮らしてるというのが通常かと思います。ですから生息場所が工事でなくなるからといって、既存のよく似た場所に生き物を持ってきて放してあげても、結局は増えない。コップの水がいっぱいまで入ってる状態で、上から水を注いでも、水の量は増えないというのと同じですので、移植による保全措置というのは、私はそれほど効果がないのかなと考えます。単に精神的な部分では、大分違うと思うんです。貴重な生き物等を救わずにそのまま潰してしまうという、よりは非常に大きいとは思いますが、ですけども。

例えば今回、工場内の既設調整池を新工場建設に伴って 3 倍ぐらいの大きさに広げられるということですけども、それを単純なコンクリートプールみたいなものにするのではなくて、もうちょっと自然環境を模したような、そういう形のビオトープのような形の調整池を作って、そこに移植するという。結構最近いろんな他の工場で、そういう形での環境保全を行われています。もし可能であれば、そういうことも考えていただいてもいいのかなと思います。生き物によっては非常に求める環境条件がシビアで、そういうのでは全然駄目な生物もいますけども、今日伺ったような、特に水生生物ですとか、両生類爬虫類、淡水魚介類、水生昆虫あたりを見る限りでは、ビオトープでも暮らしていけるような生き物が多いように思われましたので、そういったやり方も 1 つの案かなと思います。特にそういったことを積極的にやっていますよというのは、最近会社としてのアピールにもなりますので、ご検討いただければと思ってコメントをいたしました。現状が駄目だということではありません。

委員：今日説明していただいたスライドの資料の 25 ページのところなんですけれども、温室効果ガス等に関することです。本事業は基本的に森林を伐採するので、CO₂を大気中に放出するという、厳密にはちょっと違いますけれどもその森林をなくすという悪いイ

メージを起こさせるんですが、こちらの会社では、木材を扱ってることから、どこかで何か植林とかするようなことはしてないんでしょうか。もし、そういう活動等をされているのであれば、環境保全措置のところに書かれると、基本的に温室効果ガスは、そのローカルスケールの話ではなくてグローバルスケールの話なので、ここの場所でのCO₂吸収減をなくしたから、もう1回植林をこの場でしなくてはいけないという話ではなくて、別のどこかの場所で植林活動してますとかいうのがあれば、CO₂を吸収する。フラックスを増やすような活動をしてますっていう、環境保全措置に書けるのではないかなと思いました、いかがでしょうか。

事業者：島根県には社有林を保有してますので、そこでは一生懸命植林はしてます。それから三重県については、我々の工場に原木を搬入してくださった組合員の方に、1立方当たり助成金をお出しして、植林に使ってくださいということで、植林の後押しをしております。

委員：そういう活動もこの環境保全措置の中に入るんじゃないかなと。

事業者：わかりました。